「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」

第5期 客員研究員 同志社大学法学部 准教授 舩津浩司

要約

2015年6月1日から適用が開始されるコーポレートガバナンス・コード(以下、単に「本コード」という)の第2章「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」を理解するにあたっては、会社は誰のものか、という、会社法学(あるいは企業のあり方を研究対象とする学問一般)における究極の未解決問題と向き合わなければならない。すなわち、株主利益の最大化という考え方と、株主に限らない会社をめぐる様々なステークホルダーの利益をバランス良く考慮するという考え方の二つがあるところ、海外では前者の考え方が重視される一方、後者を重視するのがわが国の会社経営の特徴であると言われることもある。しかしながら、ステークホルダーを重視することを明確に示したコードはOECDのコーポレートガバナンス原則をはじめ諸外国にも見られ、少なくとも欧州ではその傾向は強い。「欧米」と比較した「わが国の特殊性」を過度に強調することによって、わが国企業のパフォーマンスの低さを正当化することには慎重であるべきである。

本稿は、以上のような視点から、本コード第2章の諸原則について、欧州 (特にドイツ および英国) の議論の動向を踏まえつつ、その具体的な要請内容を検討するものである。

その一般的な特徴をまとめるならば、とりわけ本稿の主題である本コード第2章に関しては、ある原則を「遵守したか否か」よりも、「どのように」遵守しているかが重要である事項が多く、その意味で、「コンプライ・アンド・エクスプレイン」として運用することが望ましい原則が多いように見受けられる。このような運用は実務的な負担を大きくする可能性があるものの、基本原則3における非財務情報の開示の要請を踏まえて、規律の趣旨に即した、積極的かつわかりやすい開示が望まれる。

(掲載誌; 舩津浩司『株主以外のステークホルダーとの適切な協働』企業会計 67 巻 7 号 (2015 年) 48-55 頁)

⁽注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。

² この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。